平成２９年（フ）第１５９８号
横浜市鶴見区市場富士見町１番13―501号
債務者　阿部加津代
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６４３号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2330番地　ルミエール茅ヶ崎102
債務者　山口　吉男
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第１１１５号
札幌市手稲区曙11条１丁目２番８―301号
（申立時の住所）札幌市南区澄川５条11丁目13番20号　コーポすがわら101号
債務者　武藤　雄大
1　主文　当裁判所が平成29年７月７日午後５時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「札幌市南区澄川５条11丁目13番20号　コーポすがわら101号」とあるのを「札幌市手稲区曙11条１丁目２番８―301号　（申立時の住所）札幌市南区澄川５条11丁目13番20号　コーポすがわら101号」と更正する。
2　決定年月日　平成29年８月２日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６０３号
仙台市青葉区国分町３丁目４番20号　清和ビル５Ｆ
破産者　株式会社デザインホーム
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
栃木県那須塩原市北赤田316番地の590
破産者　有限会社一成工業
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１３号
栃木県那須塩原市北赤田316番地590
破産者　中山　民男
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第３７８号
名古屋市西区牛島町６番１号名古屋ルーセントタワー40階
破産者　株式会社ストレイシープ
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８号
三重県伊賀市千歳703番地５、支店三重県松阪市岡本町254番地３
破産者　グローイング・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４９号
三重県松阪市平成町26番地９
破産者　伊藤　　文
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第８２号
三重県名張市桔梗が丘五番町一街区13番地
破産者　株式会社田村商事
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第２３号
三重県伊賀市緑ケ丘本町4127番地の４　レオネクストツートパーズ209
破産者　佐藤　恒三
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４８号
福島県南会津郡南会津町田島字北下原甲153番地
破産者　有限会社丸二産業
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
東京都昭島市田中町３丁目３番20号
破産者　株式会社昭和交通
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１号
金沢市野町１丁目１番１号
破産者　株式会社寺喜
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００号
岐阜県中津川市付知町1927番地の３
破産者　有限会社マルカ林産
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第５７号
岐阜県中津川市高山2145番地の29
破産者　有限会社イフコーポレーション
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１５８号
三重県鈴鹿市野町中２丁目３番27号
破産者　ハセガワオートこと　長谷川　孝
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８５２号
福岡市中央区荒戸１丁目15番７―307号
破産者　有限会社ケイ・アールテクノ
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９８１号
福岡市早良区大字脇山1697番地の42
破産者　株式会社高分子
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６１号
静岡県三島市中央町１番13号　カンパネラ中央町301、前住所静岡県三島市平田124番地
破産者　相良　　守
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係